# 第7次粉じん障害防止総合対策推進計画

# 愛知労働局

# 第1目的

この第7次粉じん障害防止総合対策推進計画(以下「推進計画」という。)は、厚生労働省の策定した第7次粉じん障害防止総合対策(以下「総合対策」という。)を基本とし、愛知労働局における総合対策の具体的推進のための施策方針を明らかにし、局署がそれぞれの役割を担うことにより、粉じん障害防止対策を総合的に推進して、粉じん職場の環境改善、作業改善及びじん肺健康管理対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 推進計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5か年とする。

# 第3 推進計画の重点事項

推進計画期間中に行うべき対策の重点事項は、総合対策の重点事項に特定粉じん作業を加えた項目を基本とするが、当局管内事情から、建設業のずい道建設工事における粉じん障害防止対策は、施工現場が特定署管内にのみ限られる可能性があるものの、当局管轄外において当該工事を請け負い得る大手建設会社又はその支店が当局管内に多数所在することから、現場管理に限らず、粉じん障害防止対策啓発の指導を店社・支店を対象に行う手法も重点とすることとし、次のとおりとする。

- 1 アーク溶接作業及び金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 ずい道建設工事業における粉じん障害防止対策
- 3 特定粉じん作業に係る粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理
- 5 各署管内のじん肺発生状況から問題の認められる業種・作業に係る粉じん障害 防止対策

#### 第4 推進計画の基本的手法

監督指導の実施
監督指導の重点事項は、次の事項とする。

- ア 特定粉じん発生源に係る措置
- イ 特定粉じん作業以外の粉じん作業の換気の実施
- ウ 局所排気装置等の定期自主検査及び点検の実施
- エ 特別教育の実施
- オ 清掃の実施(たい積粉じん清掃責任者の選任を含む)
- カ 呼吸用保護具の使用 (保護具着用管理責任者の選任を含む)
- キ 作業環境測定の実施とその結果に基づく作業環境管理対策の徹底
- ク 健康診断の実施とその結果に基づく事後措置の徹底
- ケ じん肺健康管理実施状況報告の提出
- コ 産業医・衛生管理者・衛生推進者(安全衛生推進者)の選任
- サ 離職するじん肺有所見者に対する健康管理
- シ 健康管理手帳制度の周知

# 2 安全衛生個別指導の実施

個別指導については、作業環境測定の結果が第3管理区分で設備的な改善が必要な事業場、局所排気装置・全体換気装置等の設置若しくは改善が必要な事業場、自動溶断・自動溶接作業があり対策を必要とする事業場等、技術的・専門的な指導が必要と認められる事業場に対して実施すること。

#### 3 集団指導の実施

集団指導の実施については、対象とする集団を適切に選定し、上記1の重点事項について行うこととする。例えば当該対象集団は、重点業種や特に対象とする作業等、じん肺管理区分、作業環境改善を必要とする等の事業場の集団に対し、各集団に適した重点事項項目を選択し、作業環境管理、作業管理及び健康管理の三管理の徹底を図ること等積極的指導を行うこと。また、離職する管理2以上の決定を受けた者への「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配布等が事業者の責務として行われるよう周知を図ること。

推進計画期間の初期には、あらゆる集団指導の機会をとらえて、粉じん障害防止規則の改正に該当する業種集団に係る周知のための指導を行うこと。

建設業に対する集団指導のうち、ずい道建設工事を受注する店社・支店、下請として掘削・ずり運搬・セメント吹付け施工等の実績のある店社等の対象が管内にある場合は、改正粉じん障害防止規則の周知を重点とした集団指導を推進計画初年度に計画をすること。

また、推進計画期間における建設業に対する集団指導を実施する機会には、躯体工事におけるコンクリート部分のはつり作業、建築基礎工事や土木工事における土石掘削運搬業務等建設業の全般にわたってじん肺の発生が懸念されることから、粉じん障害防止対策指導項目を盛り込むとともに、それら集団指導の機会に、署管内の解体業者に対する参加勧奨を行うこと。

集団指導に当たっては、粉じん対策指導委員、労働衛生コンサルタント等専門

的な知識を有する者の積極的な活用等により、適正な作業環境管理、作業管理及 び健康管理のための具体的な改善方法を教示する等効果的に実施すること。

#### 4 関係団体等に対する指導の実施

局においては、建設業労働災害防止協会愛知県支部及び関係事業者団体等に対し、改正粉じん障害防止規則、具体的な粉じん障害防止対策、じん肺法に定める事業者が講ずべき措置の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を図り、自主的な粉じん障害防止対策の推進を図らせることとする。

なお、各署においても、関係事業者団体等に対し指導・要請を行い、同様の啓 発活動の推進を図らせること。

また、指導に当たっては、労働衛生コンサルタント等の活用を図るよう指導するとともに、粉じん対策指導委員の活用を図ること。

# 5 建設工事発注者に対する要請

ずい道建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注 者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要であ る。

このため、国の出先機関及び地方自治体等との間の発注機関連絡会議を通じて、 ガイドラインに基づく措置を施工業者が講ずることができるよう、適切な積算に よる発注についての要請を行うこと。

#### 6 中小規模事業場に対する粉じん障害防止対策の推進

(1)愛知産業保健推進センターの活用 愛知産業保健推進センターに在籍する労働衛生や労働衛生工学を専門とす る相談員の活用等を勧奨すること。

#### (2) 地域産業保健センターの活用

労働者が 50 人未満の事業場においては、産業医の選任が義務付けされていないことから、事業者及び労働者が健康診断について相談できる医師等が確保されていないことが多い。

したがって、事業者に対し、各地域センターにおいて医師等による相談が受けられることなどの周知を図り、じん肺健康診断結果に基づく適切な健康管理対策の実施を推進すること。

# 7 計画届の適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生規則第90条第3号に基づく計画の届出があった場合、ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく「粉じん対策に係る計画」が策定され、計画の届出に添付されていることを確認するとともに、適切な内容審査及び指導を行うこと。

なお、これらの機会を通じて、事業者に対し、総合対策の周知徹底を図ること。

#### 8 啓発活動の実施

#### (1) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

推進計画を効果的に展開するため、全国労働衛生週間準備期間を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定められていることから、同期間中に改善事例発表会等各種行事の自主的開催を関係団体等に対して働きかけるほか、集団指導、自主点検の実施、積極的な広報活動の展開等各種行政手法を集中的に実施すること。

# (2) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、局所排気装置の点検、たい積粉じん除去のための清掃、呼吸用保護具の点検、職場点検等を定期的に実施させるため、毎月特定の日を粉じん対策の日と定めるよう指導すること。

# (3) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

保護具着用管理責任者の選任を行わせ、その者に平成17年2月7日付け基発 第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づく適正な選択・ 使用及び保守管理を行わせるよう指導すること。

また、電動ファン付呼吸用保護具及び呼吸追随型ブロワーマスクは、単なる防塵マスクに比べ、漏れ率が低く、粉じん障害防止にはより効果が期待できるものであるが、高価なものであるため、導入する事業場が増加するよう、情報提供を中心に啓発を進めるものとする。

# (4) 広報活動等

事業者、労働者その他関係者の粉じん障害防止に関する知識を深めるため、関係団体等に対し、その団体の広報誌等に粉じん障害防止に関する情報を掲載するよう要請すること。

#### 9 じん肺健康管理

就労中のじん肺有所見者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導が実施されるようにするとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育が適切に実施されるよう指導を行うこと。

また、じん肺管理区分2以上の決定を受けて離職することとなる労働者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」が事業者から配布されるよう 周知を図るとともに、離職の際に事業者が健康管理手帳の交付申請に便宜を図る よう周知、指導を行うこと。